

# 芦屋市障がいを理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例

## 目的

障がいを理由とする差別の解消に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、差別の解消を総合的かつ計画的に推進することにより、全ての市民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会を実現する。

## 条例の主な構成

### 前文

「全ての市民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会を実現する」ことを目的として制定された本条例の趣旨を明らかにしています

### 目的・基本理念・定義

条例の目的とその目的を実現するための障がいを理由とする差別の解消に関する基本理念を定めています

### 不当な差別的取扱いの禁止

市・市民・事業者が障がいのある人に対して正当な理由なく障がいを理由とする差別的な取扱いを禁止しています

### 市の責務 事業者・市民の役割

市の責務と事業者・市民の役割をそれぞれ定めています  
※市及び事業者の合理的配慮の提供についても定めています

### 差別解消のための施策

障がいを理由とする差別を解消するための施策を定めています

### 相談・助言等

市又は市が委託する相談機関は障がいを理由とする相談に的確に応じるとともに、その解決に向けての対応を定めています